

## Q & A 「特別支援教育」とは

Q1、従来の障害児教育とは？

一九四七年に制定された学校教育法は、小中学校と並んで盲・養護学校の義務教育を規定しましたが、延期され、七九年にやっと養護学校教育の義務制が実施されました。さらに欧米にかなり遅れて、九三年に通級指導教室が制度化されました。

Q2、障害児学級とは？

学校教育法第七十五条で「特殊学級」が規定されているため、七五条学級ともいわれます。東京は心身障害学級、大阪などは養護学級と呼ばれます。

Q3、通級による指導とは？

小・中学校の通常の学級に在

籍し、比較的軽度の言語障害、

情緒障害、弱視、難聴等のある児童生徒を対象として、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態であり、九三年から行われていきます。

Q4、なぜ今、文部科学省は、特別支援教育について方針をだしてきたの？

文部科学省は「最終報告」の中で、通常の学級に多く在籍するLD、ADHD、高機能自閉症に十分に対応できていない。また、九九年に就学事務等が機

関委任事務から自治事務に変更され、地域の実情を踏まえ、自己決定・自己責任の下で教育委員会が中心になって一人一人の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた適切な対応が必要。さらに、これまでの特殊教育が障害の程度に応じて、教育や指導上の条件の整った場で手厚くきめ細かな教育を行うことを重視し、やや画一的な面があったとしています。

「これに対して、全日本教職員組合の障害教育部は、総会で次のように述べています。文部省時代の「特殊教育」についての総括も行わずに、「障害児教育は、通常教育の一・倍かかる」「在籍児童一名の障害児学級は一〇〇万円かかる」今後はLD等の児童生徒への対応も含め

これに対して、全日本教職員

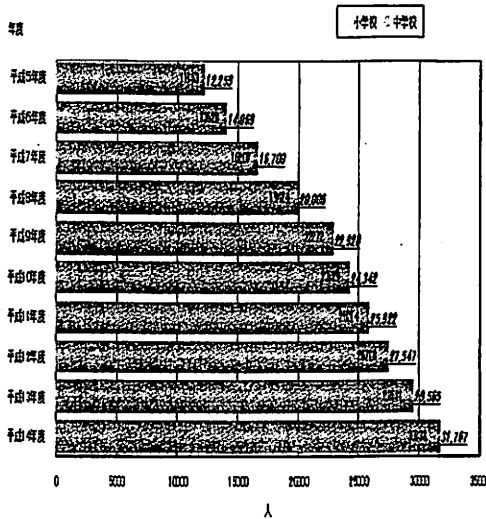
組合の障害教育部は、総会で次のように述べています。文部省時代の「特殊教育」についての総括も行わずに、「障害児教育は、通常教育の一・倍かかる」「在籍児童一名の障害児学級は一〇〇万円かかる」今後はLD等の児童生徒への対応も含め

た特別支援教育を行う」そのためには、現在の資源を効率的に使う」等と、「金のかかりすぎる障害児教育」から、市場原理を導入し、上意下達の学校制度と教育内容管理をすすめ、条件整備の整わない安上がりな障害児教育へと解体・変質しようとしています。

Q6、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の結果は？

調査の目的は、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒を対象に〇二年二月から三月に、全国五地域の公立小学校と中学校の通常の学級を対象に実施。結

通級による指導対象児童生徒数の推移



果は、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を持っていると担任教師が回答した児童生徒の割合は、六・三％とされています。しかし海外では一四〜一九％という報告や手続きの曖昧さなどがあり、きちんとした調査を行えば、もっと多いという指摘が専門家からされています。

Q5、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（〇三年三月文部科学省）では何を提言しているの？

☆盲・聾・養護学校や特殊学級、通級による指導をうけている

- 児童生徒（学習障害高機能自閉症等）が近年増加し、対象となる障害種の多様化による質的な複雑が進行してきた。
- ☆特別の場で指導を行う「特殊教育」から児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換。
- ☆多様なニーズに適切に対応するため「個別の教育支援計画」を策定し、特別支援教育コーディネーターを連絡調整役として置く。
- ☆盲・聾・養護学校から障害種にとらわれないセンタ－的役割を担う「特別支援学校」に改めることを検討。
- ☆通常の学級に在籍した上での必要な時間のみ「特別支援教室（仮称）」の場で特別な指導を受ける制度に一本化するための具体的な検討
- ☆校長・教頭等学校教育における指導的管理的役割を果たすべき者のリーダーシップの発揮が重要。
- ☆小中学校に蓄積された人的物的な資源を効果的に活用し、非常勤講師や特別非常勤講師、高齢者再任用制度による短時間勤務の教員等外部人材の積極的な活用を図る。
- ☆近年の厳しい財政事情をふまえ、既存の人的・物的資源の配分について見直す。

「住民と自治」  
 （自治体問題研究所編集）  
 二〇〇三年十一月号より